浴槽水等のレジオネラ属菌等検査業務委託契約書（案）

　那覇市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、浴槽水等のレジオネラ属菌等検査業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（業務の委託）

第1条 甲は、浴槽水等のレジオネラ属菌等検査業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（業務内容）

第2条　業務内容は、「仕様書」のとおりとする。

（履行期間）

第3条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和７年３月31日までとする。

（検査項目及び委託料）

第4条　検査項目及び１検体あたりの委託料は、別表「検査単価料金表」のとおりとする。

2　別表「検査単価料金表」に基づき、検体の数量に単価を掛け合わせた額を検査委託料とする。

3　消費税額及び地方消費税額は、消費税法に基づき検査委託料に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

4　緊急に対応を要する場合は、別表「検査単価料金表」の単価に、〇〇を乗じた額を検査項目1検体あたりの検査委託料とする。

（契約保証金）

第5条　契約保証金は、那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定に基づき免除とする。

（検査委託料の支払い）

第6条 乙は、検査の終了後、第4条に定める単価より積算された検査委託料を毎月末日締め切りにて甲に請求するものとする。

2　甲は、正当な請求書を受理してから30日以内に乙に支払うものとする。

（遅延利息）

第7条　甲は、自己の責に帰すべき事由により、約定の支払期日までに対価を支払うことができない場合は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の率」という。)を乗じて計算した遅延利息を加算して、乙に支払うものとする。

（権利の譲渡等の制限）

第8条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

（再委託の禁止）

第9条　乙は、業務を自ら履行するものとし、業務を他の者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（再検査）

第10条　乙は、業務を終了したときは、遅滞なく仕様書に定める検査結果報告書等（以下「報告書等」という。）を甲に提出しなければならない。

2　甲は、前項の報告書等の内容に疑義がある場合は、報告書等を受理した日から10日以内に乙にその理由を示し、双方の合意により検査のやり直しが必要と認められるときは、乙は直ちに当該検査（以下「再検査」という。）を行うものとする。

3　前項の規定に関わらず、この契約の対象となる検査試料の保管期間を経過している場合は、再検査の実施について甲乙協議するものとする。

4　再検査のために要する経費は、乙において負担するものとする。

（調査等）

第11条　甲は、業務の履行状況について、乙に対して必要な報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

（業務内容の変更等）

第12条　甲は、必要がある場合は、委託した業務内容を変更し、又は委託した業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は業務の履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して決定するものとする。

（履行期間の延長）

第13条　乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第14条　契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は相手方と協議の上、業務委託料その他の契約内容を変更することができる。

（損害の負担）

第15条　乙は、この契約に基づいて業務を履行するに際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（遅滞賠償金）

第16条　甲は、乙の責めに帰すべき理由により、契約期限までに契約の履行を完了することができない場合において、乙より遅滞賠償金を徴収するものとする。

2　前項の遅滞賠償金の額は、遅滞日数に応じ、未納部分若しくは未済部分の価格又は対価に支払遅延防止法の率を乗じて計算した額とする。ただし、特別の理由があると認められるときは、その全部又は一部を免除することができる。

3　前項の遅滞賠償金は、本市の当該契約の相手方に対する債務と相殺することができる。

4　遅滞日数の計算については、検査その他本市の都合によって経過した日数は、これを算入しない。

（個人情報の保護）

第17条　乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（契約の解除）

第18条　甲は、乙が次の各号の一に該当するとき、又はこの契約の各条項に違反したときは、契約を解除することができる。

(1)　乙が正当な理由なく、納期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められたとき。

(2)　契約解除の申し出があったとき。

(3)　乙が甲の承認を得ないで、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供し、又はその履行を委任したとき。

(4)　甲の指定する職員の立ち入り検査等により乙の業務に問題があることが判明したとき。

(5)　乙、乙の代理人又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

（秘密の保持）

第19条　乙は、この契約の履行に関して知り得た情報を漏らしてはならない。契約が終了した後も同様とする。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

（成果品の帰属）

第20条　この契約によって作成された報告書等及びその他の成果は、甲に帰属するものとする。

（定めのない事項等）

第21条　この契約の実施に関し疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年　 月 　日

甲　　那覇市泉崎１丁目１番１号

那覇市

那覇市長　知念　覚

乙

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1　乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第4　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第6　乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7　乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

（資料等の返還）

第8　乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9　乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（個人情報の保護に関する立入検査）

第10　甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第11　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったと

きは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第12　業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。